

[事案 24-18] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

申込書の筆跡が自己のものではないとして、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 50 年に契約された契約 1 と、それを被転換契約として昭和 57 年に転換された契約 2 について、保険証券（契約申込書）の署名が契約者兼被保険者である自分のものではなく、印鑑は母に預けていたものであって、自分は契約していないので、本契約は無効であることから、両契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、契約は有効に成立しており、仮に契約時に申立人本人に加入意思がなかったとしても、その後、追認がなされているので、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は、告知書については自署を認め、診査医による診査も受けていたものであり、また、各保全手続き（保険金受取人変更、指定代理請求人の指定、保険口座申込み、保険料引去口座の変更）について申立人自身により署名・押印がされていることから、申立人には契約加入意思があつて、契約者として行動していたものであり、仮に契約時に自署がなかったとしても、契約は有効と考えられる。
- (2) また、仮に契約時に自署がされておらず加入意思がなかったものとして契約が有効に成立していないとしても、上記各保全手続き等を踏まえれば追認がなされたものと判断できる。よって、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

1. 前提事実

- (1) 契約 1 の申込書の署名やその他の記載の筆跡は、裁定申立書の筆跡と比較すると、申立人の筆跡と認めることはできないが、押印は申立人の印鑑が使用されている。
契約 1 は医師扱いで、申込当時、申立人は実家から遠く離れた東京に住んでおり、保険料は、申立人の両親が支払っていた。
- (2) 契約 2 の申込書の署名やその他の記載の筆跡も、契約 1 と同様に、申立人の筆跡と認めることはできないが、押印は申立人の印鑑が使用されている。
契約 2 も医師扱いで、告知書の受診者の署名、生年月日は申立人の筆跡であり、保険料は、申立人の両親が支払っていた。
- (3) 申立人は、契約 2 に関し、平成 18 年に受取人変更と指定代理請求人指定の手続を行っており、これらの手続に係る請求書は、いずれも申立人が署名押印している。
- (4) 契約 2 については、昭和 57 年、平成 20 年、及び同 21 年に給付金請求とその支払いがなされており、平成 20 年と同 21 年の請求は、申立人が自ら行っている。

2. 裁定審査会の判断

申立人は、自己を契約者とする保険契約の存在を知ったのは、前項(3)の死亡保険金受取人の変更申請の時であった旨を陳述する。

そこで検討すると、契約1と同2は医師扱い契約で、医師の診査が実施されており、申立人本人が医師と会って診査を受けていると考えられる。もっとも、医師の診査は被保険者として受けるもので、契約者であるとの認識を持たずに診査を受けることも考えられ、申立人が契約者であるとの認識を有していたとまで認めることはできず、前項(1)のとおり、契約1においては、申立人は遠方に住んでいたことから、担当者との面接はなされていないと考えられ、また、両親と契約内容を理解できる程の話ができたかについても疑問があり、結局、契約1については、申立人の意思に基づくとまでは認められない。

しかし契約2については、申立人は事情聴取において、契約の申込みがなされた時期に、保険会社担当者と一度会っており、その際に保険の内容について説明を受け、申立人の母より保険のことで指示され、告知書に署名したことを陳述しており、申立人が契約2の加入に直接関わっていた事実が認められる。そして、医師扱いであったことを併せ考慮すると、少なくとも、契約2については、申立人は生命保険に加入する意思があったと認められ、この場合には、申立人による自署がなされていなくても、契約は有効に成立するといえる。そして、契約1について申立人の加入の意思を認めることができないとしても、契約2は契約1が転換されたものであり、契約2の契約時に、契約1について追認したものと認められる。

よって、両契約の無効を前提にした保険料の返還請求を認めることはできない。

なお、仮に保険料の返還が認められる場合であっても、申立人は保険料を支払っていないので、申立人が保険料の返還を請求することはできない。